

令和 4 年度以降の災害に強い森林づくり推進事業について

令和 2 年度より県が単独事業として緊急的に河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とする「緊急浚渫推進事業」が創設されました。

このため、土砂・流木緊急除去事業で実施してきた治山施設等に異常に堆積した流木や土砂等の除去について、令和 4 年度以降は、緊急浚渫推進事業債を活用し、県単治山事業で実施することとし、これまで以上に災害緩衝林整備事業を推進していきます。

令和 3 年度まで	令和 4 年度以降
災害に強い森林づくり推進事業 ┌ 災害緩衝林整備事業 └ 土砂・流木緊急除去事業	災害に強い森林づくり推進事業 ┌ 災害緩衝林整備事業

○緊急浚渫推進事業債

- (1) 対象事業：治山ダムに異常堆積した土砂を緊急的に排土する事業（ほか河川、ダム、砂防事業等）
- (2) 地方財政措置：充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%
- (3) 実施主体：都道府県
- (4) 要件：個別施設計画に位置付けられた事業等
- (5) 対象期間：令和 2 年度～令和 6 年度まで